

真岡市 二宮町

新市基本計画



平成20年7月

真岡市・二宮町合併協議会

目 次

I	序論	1
1	合併の背景と必要性	1
2	合併の目的	2
3	合併の課題への対応	3
4	新市基本計画策定の方針	4
5	新市基本計画の位置づけ	5
6	新市まちづくりの基本姿勢	6
II	新市の概況	7
1	新市の現況	7
2	産業	9
3	行財政状況	12
III	新市の人口・世帯の見通し	13
1	人口	13
2	世帯	13
IV	新市の基本方針	15
1	新市の将来都市像	15
2	新市まちづくりの基本方針	16
3	新市の土地利用	18
4	新市の政策の大綱	21
V	新市のまちづくり	24
1	政策の体系	24
2	施策の展開	25
VI	新市における栃木県事業の推進	39
1	栃木県の役割	39
2	新市における栃木県事業	39
VII	公共施設の適正配置	41
VIII	財政計画	42
1	前提条件	42
2	歳入	42
3	歳出	43
4	財政計画（試算）	45

I 序論

1 合併の背景と必要性

(1) 日常生活圏の拡大

交通、情報通信手段の発達により、通勤・通学・買物をはじめ、文化スポーツ活動等、住民の日常生活の行動範囲や、企業における経済圏は、従来の行政区域を越えて広域化しています。

こうした日常生活圏・経済圏の拡大に対応した行政体制の充実が求められています。

(2) 地方分権社会の進展

地方分権時代を迎え、これからの市町村は、自らの責任と判断で地域の特性を十分に活かし、主体的に行政を進めていくことが必要になります。国から県へ、県から市町村へと事務や権限が移譲されていますが、住民生活に密着したより多くの権限移譲に対応するため、行政体制や財政基盤を充実強化し、自治体としての政策形成能力を高めることが求められています。

(3) 少子高齢社会の進行

現在、わが国では、出生率の低下や平均寿命の伸長に伴い、これまでの予想を上回るスピードで少子化、高齢化が進行しており、本格的な少子高齢社会が到来しようとしています。

このような少子高齢化の急速な進行は、社会経済のあり方に大きな影響を及ぼし、特に、保健・医療・福祉といった分野での行政の役割や負担がますます大きくなることが予想されます。このため、それらに対応した行財政力の強化や、専門的で高度なサービスを安定的に提供できる体制づくりが急務となっています。

(4) 国・地方における厳しい財政状況への対応

国と地方を合わせた長期債務が、平成19年度末には約773兆円に達することが見込まれる等、わが国の財政は危機的状況にあるといわれています。そうした中、国では、国庫補助金等の削減や税源移譲、地方交付税の見直しを一体的に推進する「三位一体改革」と、これに続く「歳出・歳入一体改革」が行われ、地方自治体を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

このような状況の中、様々な地域の問題を解決し個性ある魅力的な地域づくりを進めていくためには、行財政基盤を強化し、一層の行財政の効率化や改革の推進が求められています。

2 合併の目的

(1) 行財政運営の効率化

- ・ 合併により、財政規模が拡大し、これまで以上に弾力的な財政運営や資金運用が可能となります。
- ・ 町長等の特別職や議会議員、必ず置かなければならない行政委員会等委員の総数も減少するなど、経費の削減が可能となります。
- ・ 一般職の職員についても、行政組織の再編により段階的に削減され、経費の削減が可能となります。
- ・ 電算等の運営経費は、システムの統合が図られ、基本的な保守管理の経費の削減が期待できるなど、合併によるスケールメリットにより、経常的経費等の削減効果が見込まれます。

(2) 住民の利便性の向上

- ・ 通勤・通学や買い物等の住民の生活行動は、現在の行政区域を越えている状況にあり、両市町間での行き来も多い状況にあります。
合併により利用可能な窓口が増加するとともに、文化や福祉、スポーツ等の公共施設の相互利用が可能となり、利便性が図れます。

(3) 広域的な観点に立ったまちづくり

- ・ 両市町は、地理的・近接性、地形的一体性から、経済・文化・生活の面で強い共通性と結びつきをもっております。
これまでも、真岡・二宮地区清掃事務組合等において、共同事務処理を行っていたものが、合併により、一層地域の一体的な取り組みが可能となります。
- ・ 観光面では、両市町それぞれが有する豊かな自然環境や各種の特産物、文化資源、歴史遺産・観光資源等を活かして、広域的な観光ネットワークを一層強化することが可能となります。
- ・ 土地利用、道路、上下水道やその他公共施設の整備等、様々な事業の展開において、広域的観点から、より効率的、効果的に実施することが可能となります。
- ・ 環境問題では、広域的な視点による取り組みにより、公害に対する規制や地球温暖化防止対策等を一体的に実施することが可能となります。



(4) 行政体制の充実強化

- ・総務、企画等の管理部門については、これまでの両市町の組織を一元化することにより効率化が図られます。
- ・複雑・多様化する住民ニーズや、地方分権により権限移譲された事務に対応する部門等については、相対的に人材の適正配置が可能となり、個性ある多様な施策の展開が可能となります。

3 合併の課題への対応

(1) 中心部だけがよくなって、周辺地域はさびれないか

合併に向けて、地域住民のみなさまの意見を反映させ、新市としての一体性の確保と、均衡ある発展に配慮し、地域のバランスを十分勘案し、地域の個性と機能に応じた施策の展開を図っていきます。

(2) 住民の声が届きにくくならないか

地域ごとに座談会等を開催するほか、市長への手紙・メール、各地区の公民館等を活用するなど、地域住民のみなさまの声を反映させる体制を充実させていきます。

また、合併を契機に、住民との協働によるまちづくりを今まで以上に強化し、住民と行政が一体となり「みんなで作るまちづくり」を推進していきます。



(3) サービスが低下するのではないか

行政サービスについては、現状の水準を維持することを基本とします。なお、合併後は旧二宮町役場を活用し、窓口サービスをはじめとする住民サービスの維持、向上や、地域住民のみなさまの様々な活動に対する支援を継続的に実施していきます。

(4) 地域の歴史、文化、伝統などが失われないか

合併を契機に、新市としての新たな個性やコミュニケーションが生まれ、新たなイメージアップが図れるよう両市町に育まれてきた歴史、文化、伝統を活かしたまちづくりを推進していきます。

4 新市基本計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

新市基本計画（以下「本計画」という。）は、「市町村の合併の特例等に関する法律」第6条に基づき、真岡市と二宮町が合併を通じて新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定めます。また、基本方針を実現するための主要施策等を展開することにより、合併後の新市の速やかな一体化を促進するとともに、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を目指すものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新市のまちづくりを進めていくための基本方針、その基本方針を実現するための主要施策、公共施設の適正配置及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度について定めるものとします。
平成20年度(2008年度)～平成30年度(2018年度)

(4) 計画策定の指針

新市の行財政運営の基本方針を定めるにあたっては、将来を見据えた長期的な視野に立つものとします。

また、公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域のバランス、さらに財政事情を考慮しながら計画に反映するものとします。

さらに、財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるように十分留意して策定するものとします。



5 新市基本計画の位置づけ

本計画は、計画策定の方針を踏まえ、以下のような位置づけのもとに策定したものです。

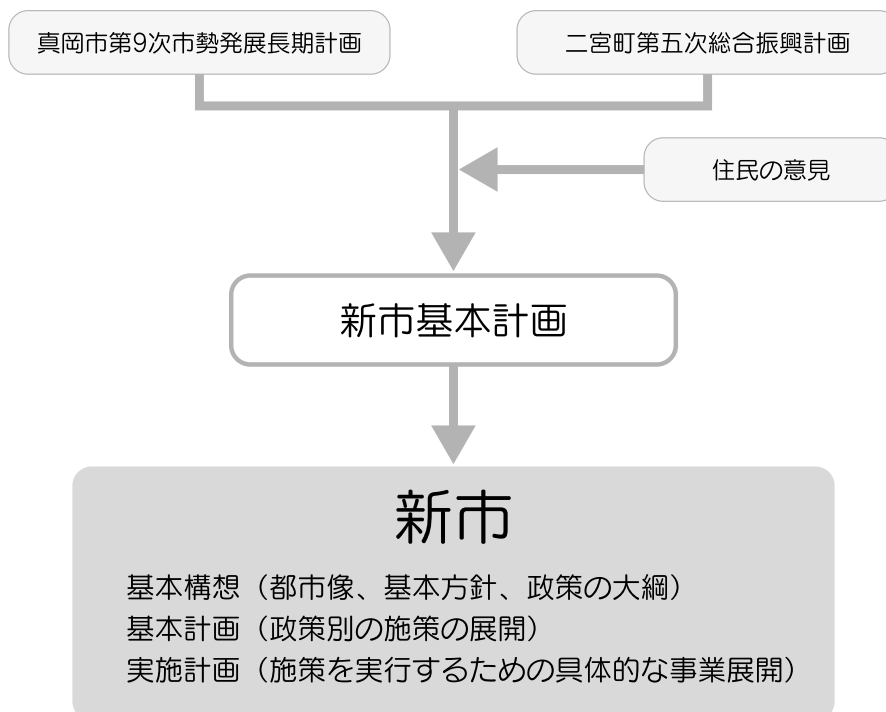
(1) 既存計画との関係

本計画は、両市町のまちづくりの指針として最上位の計画である真岡市第9次市勢発展長期計画と、二宮町第五次総合振興計画を基本とし、真岡市・二宮町合併協議会において、現況や課題を整理し、新市の進むべき方向性を示したものです。

(2) 新市の基本構想や基本計画等との関係

本計画は、真岡市と二宮町が合併を通して、新しいまちづくりを進めていくための基本方針を定めたものです。

具体的な計画の方向性や施策、事業等については、新市において策定する基本構想や基本計画、実施計画等に詳細かつ具体的に位置づけ、合併後における新市の一体化の促進、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上について、着実な推進を目指すものです。



6 新市まちづくりの基本姿勢

(1) 地域の個性と魅力を融合したまちづくり

それぞれの地域には、それぞれの歴史や文化、恵まれた自然環境があります。これらの地域資源を有効に活用したまちづくりの実績があります。

新市においては、地域の資源や地域の独自性を尊重しながら、積み重ねられたまちづくりの実績を融合し、将来に夢と希望が広がるまちづくりを進めます。



桜町陣屋跡

(2) 地域の特性を踏まえた活力あるまちづくり

それぞれの地域には、首都圏の都市開発区域に位置する有利な立地条件のもと順調に発展を遂げた真岡工業団地や、日本一の生産量を誇る二宮町のいちごに代表される農業など、地域で培ってきた産業活動があります。産業の育成では、地理的に有利なアクセスを活かし、地域産業の活性化を促進するとともに、農業や工業、商業、観光などの連携強化により、地域全体の持続的発展が遂げられるまちづくりを推進します。



真岡木綿会館



北関東自動車道と工業団地

(3) 地域の存在感を高めるまちづくり

これまでの歴史や経済・日常の生活、通勤や通学など、つながりの深い真岡市と二宮町が一体となることで、広域的なまちづくりや効果的な行財政運営が可能となります。生活圏を一つにする地域が合併することは、本来その地域が潜在的に持っている力を引き出すことにもつながります。

広域的なまちづくりにより、地域としての存在感を高め、県東地域の中心都市としてふさわしいまちづくりの推進に努めます。



いちご

(4) 住民主体のまちづくり

それぞれの地域には、これまで地域を支えてきた住民の活動があり、エネルギーがあります。地域住民と行政との協働により、住民の意思や自主性が尊重される住民主体のまちづくりを進めます。

Ⅱ 新市の概況

1 新市の現況

Ⅱ 新市の概況

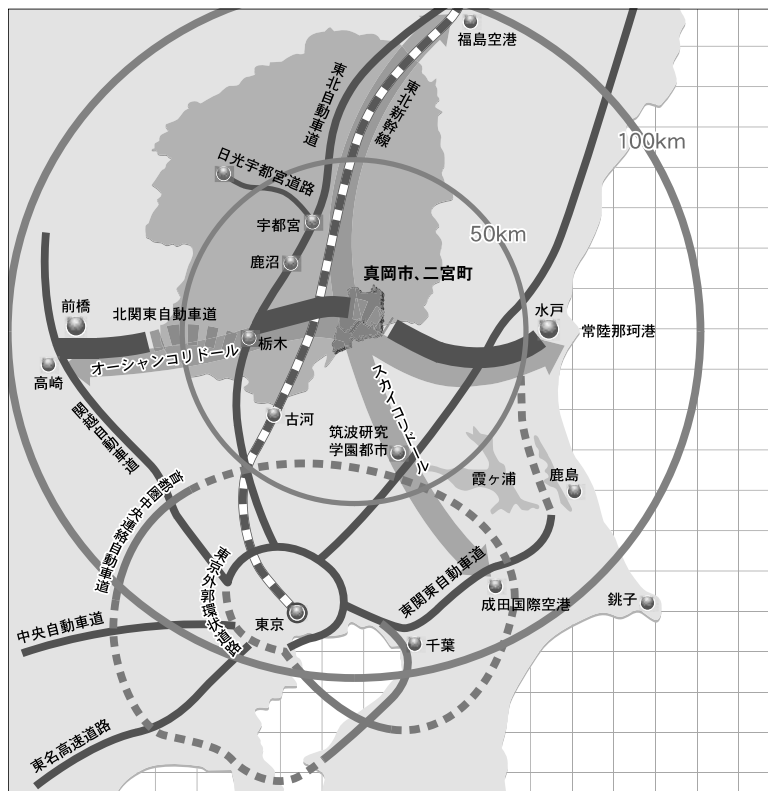
(1) 位置と地勢

新市は、面積が167.21km²、首都から約90kmの圏内にあり、栃木県の南東部に位置しています。福島空港～宇都宮テクノポリス～筑波研究学園都市～成田国際空港を幹線軸とする「スカイコリドール」と、日本海と太平洋をつなぎ、新しい海外への玄関口の常陸那珂港へ至る北関東自動車道「オーシャンコリドール」のクロスポイントにあり、大いなる発展が期待される地域です。

地勢的には、関東平野の北端に位置し全域的に平坦な地形で、東部は八溝山系、西部は鬼怒川、南部は茨城県、北部は宇都宮市に接しており、鬼怒川、五行川、小貝川の豊かな水によって穀倉地帯を形成しています。

*コリドールについて

栃木県では、交通基盤等を軸に、人、物、情報、技術、産業、文化などが活発に交流し、これらを通して有機的な連携が図られる地域の連なりを“コリドール”と呼び、そのネットワークの形成を進めています。



主な地域指標

市町名	人口	面積	人口密度	世帯数	産業別就業人口（人）			
	（人）	（km ² ）	（人/km ² ）	（世帯）	第1次	第2次	第3次	計
真岡市	66,362	111.76	593.8	22,130	2,953	14,415	17,355	34,723
二宮町	16,640	55.45	300.1	4,776	2,185	3,224	3,626	9,035
新市	83,002	167.21	496.4	26,906	5,138	17,639	20,981	43,758

平成17年国勢調査他

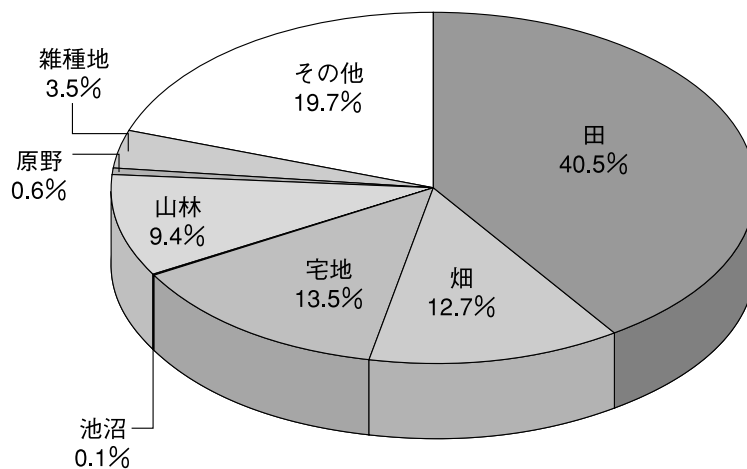
土地利用状況

平成19年1月1日 単位：km²

市町名	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
	構成比								
真岡市	111.76	44.38	12.80	17.98	0.16	10.59	0.10	3.47	22.28
	100.0	39.7	11.5	16.1	0.1	9.5	0.1	3.1	19.9
二宮町	55.45	23.43	8.47	4.56	0.01	5.10	0.86	2.39	10.63
	100.0	42.3	15.3	8.2	0.0	9.2	1.5	4.3	19.2
新市	167.21	67.81	21.27	22.54	0.17	15.69	0.96	5.86	32.91
	100.0	40.5	12.7	13.5	0.1	9.4	0.6	3.5	19.7

平成19年芳賀地区統計書

新市の土地利用状況



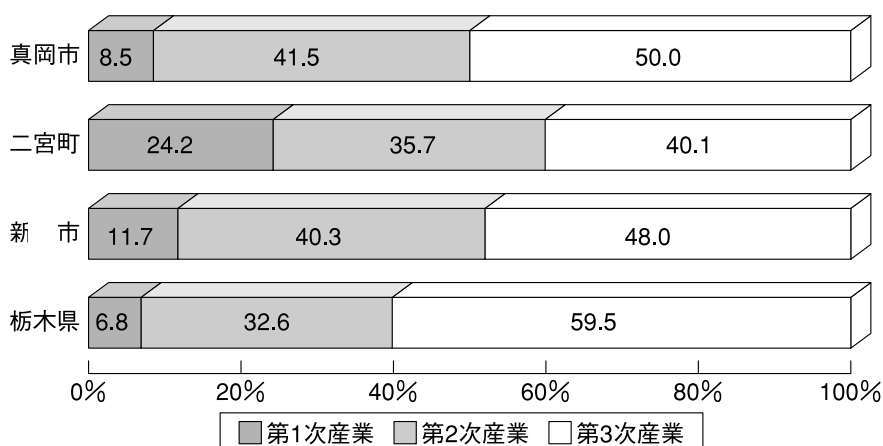
2 産業

(1) 産業構造

国勢調査によると、両市町の就業人口比率は、真岡市で第2次、第3次産業が高く、二宮町では第1次産業の比率が高くなっています。新市の比率を栃木県全体と比較すると、第1次、第2次産業が高くなっています。

II 新市の概況

新市の就業人口比率



平成17年国勢調査

(2) 農業

農林業センサスによると、新市における平成17年の販売農家数は4,063戸、専業農家数は689戸、兼業農家数は3,374戸です。農業産出額は225億円となっています。

新市の販売農家数、専業農家数、兼業農家数、農業産出額

市町名	販売農家数 (戸)	専業農家数 (戸)	兼業農家数 (戸)	農業産出額 (億円)
真岡市	2,621	390	2,231	112
二宮町	1,442	299	1,143	113
新市	4,063	689	3,374	225

2005年農林業センサス、平成17年農業産出額

(3) 工業

工業統計調査によると、新市における平成17年の事業所数は235事業所、従業員数15,330人で、製造品出荷額等は約6,666億円です。

新市の事業所数、従業員数、製造品出荷額等

市町名	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)	製造品出荷額等 (億円)
真岡市	166	13,741	6,091
二宮町	69	1,589	575
新市	235	15,330	6,666

平成17年工業統計調査

(4) 商業

商業統計調査によると、新市の平成16年の商店数は1,000事業所、従業員数は6,117人、年間販売額は約1,290億円です。

新市の商店数、従業員数、年間販売額

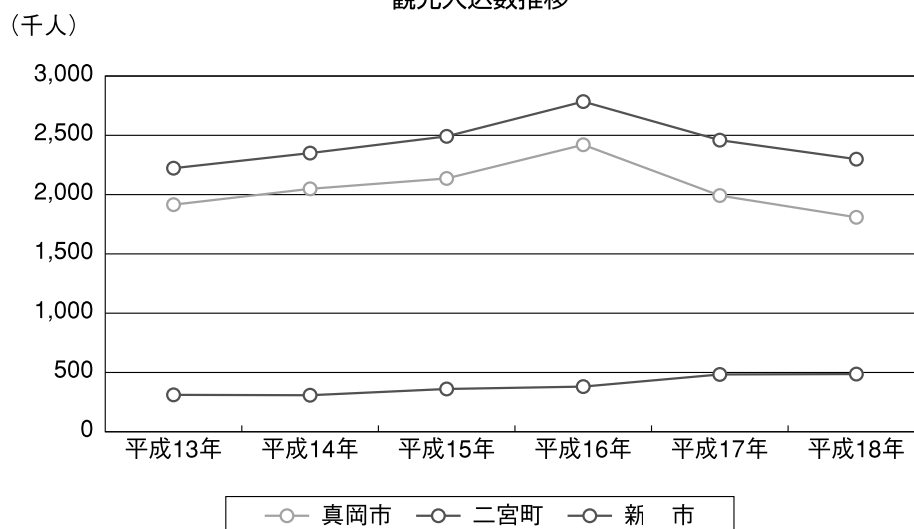
市町名	商店数 (事業所)	従業員数 (人)	年間販売額 (億円)
真岡市	816	5,362	1,130
二宮町	184	755	160
新市	1,000	6,117	1,290

平成16年商業統計調査

(5) 観光

栃木県調査によると、新市の平成18年の観光入込数は約230万人です。平成13年の観光入込数約224万人からは、約6万人増加しています。

新市の観光入込数
観光入込数推移



資料：栃木県調査

産業の各指標と県内での水準

区分	単位	新市	栃木県	栃木県に占める新市の割合	栃木県における新市の順位	出典	
人口	人	83,002	2,016,631	4.1%	8位	平成17年国勢調査	
農業	販売農家数	戸	4,063	56,016	7.3%	1位	2005年 農林業センサス 平成17年農業産出額
	農業産出額	億円	225	2,741	8.2%	3位	
工業	事業所数	事業所	235	5,863	4.0%	8位	平成17年 工業統計調査
	従業員数	人	15,330	207,732	7.4%	4位	
	製造品出荷額等	億円	6,666	83,521	8.0%	4位	
商業	商店数	事業所	1,000	25,752	3.9%	7位	平成16年 商業統計調査
	従業員数	人	6,117	165,252	3.7%	7位	
	年間販売額	億円	1,290	54,724	2.4%	7位	
観光	観光入込数	万人	230	7,706	3.0%	11位	平成18年栃木県調査

3 行財政状況

行財政の状況は、両市町の行財政指標に示すとおり、議員総数は35人、職員総数は561人となっています。また、平成18年度普通会計決算状況の両市町計では、歳入総額が約286億円、歳出総額は約264億円となっており、地方債残高は約260億円となっています。

実質公債費比率は、真岡市が16.5%、二宮町が11.8%です。経常収支比率は、真岡市が75.8%、二宮町が82.6%で、財政力指数は、真岡市が1.171、二宮町が0.540です。

両市町の行財政の指標

区分	真岡市	二宮町	合計	備考
議員数（人）	22	13	35	平成19年6月1日現在
職員数（人）	422	139	561	平成19年4月1日現在 （全職員数）
歳入総額（千円）	23,428,669	5,163,953	28,592,622	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算）
歳出総額（千円）	21,602,550	4,796,355	26,398,905	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算）
地方債残高（千円）	20,553,702	5,476,725	26,030,427	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算）
実質公債費比率（%）	16.5	11.8	15.5	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算により試算）
経常収支比率（%）	75.8	82.6	77.2	平成18年地方財政状況調査 （合計値は普通会計単純合算により試算）
財政力指数	1.171	0.540	1.054	合計値は平成19年度の基準財政需要額及び収入額を一本算定により試算

- *実質公債費比率：公営企業債や一部事務組合等の地方債に充てたと認められるものを含めた実質的な公債費に費やした地方税、普通交付税等一般財源の額が、標準財政規模に占める割合を表すもの。18%以上の団体は、地方債の発行に許可を要し、25%以上の団体は、起債の制限を受ける。
- *経常収支比率：経常的経費（人件費、扶助費、公債費等）に充当された経常一般財源（地方税、普通交付税等）の額が、経常一般財源総額に占める割合を表すもの。通常、80%を著しく超える地方自治体は財源構造が硬直化しているといわれ、経常的経費の抑制に努める必要がある。
- *財政力指数：自治体の財政力を判断する指標。地方交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除したもので、数値が高いほど財政力が高いと見られ、1を超えるとその年度の普通交付税が不交付となる。

Ⅲ 新市の人口・世帯の見通し

1 人口

(1) 人口

新市の人口は、工業団地の開発等により、平成27年までは増加傾向にありますが、以降は減少傾向となり、平成30年の人口は、85,200人と想定されます。

(2) 年齢別人口

出生率の低下と平均寿命の伸長により、老年人口の増加が顕著となり、平成30年には20,200人と、構成比でも23.7%を占めることが想定されます。

年少人口、生産年齢人口については、平成30年には、それぞれ11,500人、53,500人になるものと想定されます。

(3) 就業人口

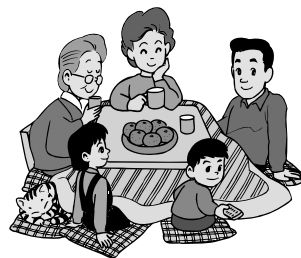
就業人口については、女性の社会進出や高齢者の就業増加等が見込まれるものの、生産年齢人口と同様に、平成22年までは増加傾向にありますが、以降は減少傾向で推移するものと想定されます。

このうち、第1次産業就業人口、第2次産業就業人口については、平成30年には、それぞれ3,600人、15,200人に減少するものと想定されます。

また、第3次産業就業人口については、23,600人に増加するものと想定されます。

2 世帯

世帯数については、核家族や単身世帯等の増加による世帯人員の減少により、平成30年には、32,200世帯に達し、1世帯当たり人員は平成17年の3.08人から平成30年には2.65人に低下することが想定されます。



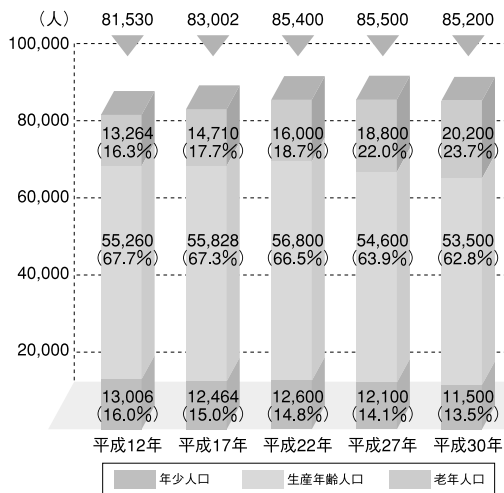
新市の人口・世帯の見通し

単位：人、%、世帯

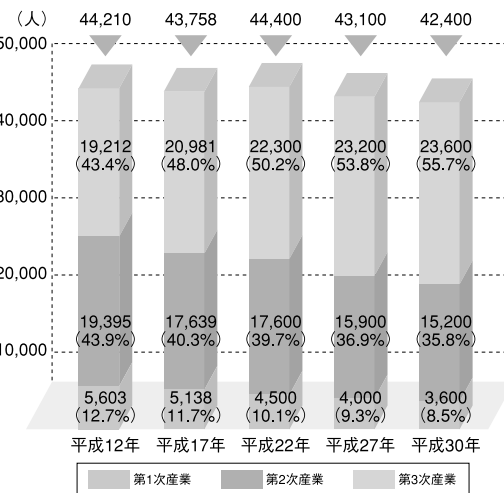
区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成30年
総 人 口		81,530	83,002	85,400	85,500	85,200
年 齢 別 人 口	年少人口（0～14歳）	13,006	12,464	12,600	12,100	11,500
	割 合	16.0%	15.0%	14.8%	14.1%	13.5%
	生産年齢人口（15～64歳）	55,260	55,828	56,800	54,600	53,500
	割 合	67.7%	67.3%	66.5%	63.9%	62.8%
	老年人口（65歳以上）	13,264	14,710	16,000	18,800	20,200
割 合	16.3%	17.7%	18.7%	22.0%	23.7%	
世 帯 数		24,986	26,906	29,300	31,100	32,200
1 世 帯 当 た り 人 員		3.26	3.08	2.91	2.75	2.65
就 業 人 口		44,210	43,758	44,400	43,100	42,400
就 業 率		54.2%	52.7%	52.0%	50.4%	49.8%
産 業 別	第1次産業就業人口	5,603	5,138	4,500	4,000	3,600
	割 合	12.7%	11.7%	10.1%	9.3%	8.5%
	第2次産業就業人口	19,395	17,639	17,600	15,900	15,200
	割 合	43.9%	40.3%	39.7%	36.9%	35.8%
	第3次産業就業人口	19,212	20,981	22,300	23,200	23,600
割 合	43.4%	48.0%	50.2%	53.8%	55.7%	

Ⅲ 新市の人口・世帯の見通し

年齢別人口



産業別就業人口



*平成12年と平成17年については国勢調査。
 *平成22年からは推計値。人口の将来見通しについては、平成7年から平成17年の国勢調査をもとに、開発人口を含め、センサス変化率法で推計しました。また、1世帯当たり人数、就業率、産業別就業割合は平成7年から平成17年のトレンド法により推計しました。

IV 新市の基本方針

1 新市の将来都市像

だれもが **ほっと** できるまち 真岡

～人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市～

新市は、栃木県の南東部に位置し、首都から約90kmの圏内にあり、北関東自動車道や国道408号鬼怒テクノ通り、国・県道等の幹線道路網の整備が進む地域であり、宇都宮市をはじめとした県内や、県外への広域的な交通条件に恵まれています。また、八溝山系や鬼怒川、小貝川、五行川等、自然環境と水に恵まれた美しい景観を有する地域です。

このような立地条件も踏まえ、新市の将来都市像を「だれもが“ほっと”できるまち真岡 ～人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市～」とします。

この将来都市像は、新市まちづくりの基本姿勢に基づき、真岡市の産業活力と計画的な都市づくり、二宮町のいちごに代表される農業と豊かな自然を活かしたまちづくりを踏まえて、両市町が先進的に輝いてきたまちづくりを融合することにより、人、自然、産業が調和する都市を目指し、「真岡に生まれ、育ち、学び、働き、本当に住んでよかった、移り住んでよかった」と実感できる安らぎと潤いに満ちた新真岡市の実現を目指していくものです。

2 新市まちづくりの基本方針

(1) 健康と福祉のまちづくり

新市の主要指標をみると、着実に少子高齢化が進行します。また、全国的な人口減少、高齢化といった社会潮流の中で、すべての市民が健やかで、安心して生き生きと生活を営むことができる、暮らしやすい社会にしていくな必要があります。

そのために、福祉施設の機能充実や、子育て支援、医療体制の充実、多様な健康福祉サービスの体制整備等を推進していきます。



乳幼児検診

(2) 教育のまちづくり

新市が活力ある地域であるためには、豊かな感性を持ち、個性に富んだ次の時代を担う人材を育てる必要があります。また、一方で自由時間の増加や社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいを求めるための学習ニーズが高まっています。

そのために、家庭、地域、学校が一体となって子どもを育てる環境や生涯学習環境を整えていきます。さらに、子どもたちが生き生きとして未来に夢を描けるまちを目指し、一人ひとりの個性と創造力を伸ばす教育を推進していきます。



自然教育センターで老人ボランティアの方と凧づくりをする子どもたち

(3) 産業の振興による活力に満ちたまちづくり

両市町は、優良企業の誘致や特色ある農業等により発展してきました。今後も、農業や工業、商業等がバランスよく発展し、人が集まり活力あるまちとするために、道路交通網を活かした計画的な企業誘致や観光ネットワークの構築等により、各地域、各産業の特色を活かしながら、産業の活性化を一層促進していきます。



真岡第2工業団地

(4) 安全・安心のまちづくり

安全で安心できる地域にしていくことは、市民生活にとって基本となるものです。そこで、市民との連携のもと、災害に強いまちづくりや交通安全対策、防犯対策を推進し、安全で安心して生活できる環境づくりを推進していきます。



交通安全週間

(5) 人と自然が共生する環境都市づくり

地球規模での温暖化、日常生活や産業活動による廃棄物の処理問題等、環境問題は深刻化しています。両市町は豊かな自然の恵みのもと栄えてきました。この豊かな自然環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくことは大きな責務です。

そのために、環境への負荷の少ない循環型社会の構築や、計画的な土地利用を推進し、豊かな自然環境と共生して、人、自然、産業が調和する環境都市として、未来にわたり持続的発展が可能となるまちづくりを推進していきます。

もおか環境パートナーシップ会議による
環境保全活動

(6) 市民と協働のまちづくり

今後、多様化する市民ニーズに対応するためには、市民の意見がまちづくりに反映され、市民が主体的にまちづくりへの参加ができる体制を築く必要があります。

そのために、市民、各種団体、企業等と情報を共有しながら、相互に理解を深めそれぞれの得意分野を活かせるまちづくりを協働して進めていくとともに、その支援体制を整えていきます。

市民活動推進センター「コラボレも
おか」での市民活動

3 新市の土地利用

人、自然、産業が調和する都市を目指し、新市の均衡ある発展を図るため、地域の地形的及び文化・産業的な要因を重視しながら、新市全体が調和のとれたまちとなるような整備を進めます。

(1) ゾーン整備の方向性

◆ 市街地ゾーン

- ・現在の真岡市中心市街地、二宮町中心市街地を都市核と位置づけ、行政、保健・医療・福祉、教育・文化、産業等の多様な都市機能を分担し、集積します。

◆ 田園・農村ゾーン

- ・首都圏に位置する地理的優位性を活かして、施設園芸等、消費者ニーズに対応した農業の展開を図るとともに、優良農地の保全、農地の基盤整備を促進します。
- ・良好な生活環境の整備に努め、自然と共生する美しい田園風景を活かした農村景観の保全を図り、やすらぎと充足の田園・農村ゾーンの形成を推進します。

◆ 産業集積ゾーン

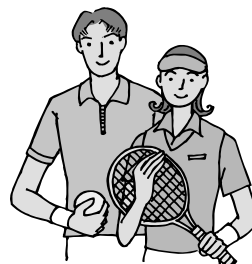
- ・真岡インターチェンジ周辺地区や工業団地等の整備・充実を図り、高度技術産業等の優良企業の誘致を推進します。

◆ 観光交流ゾーン

- ・真岡井頭温泉、チャットパレス、桜町陣屋跡、専修寺、SL列車の運行等の地域資源を観光交流の拠点として充実を図ります。
- ・観光交流の拠点を中心に、真岡木綿会館や日本一のいちごなど、多様な地域資源を有効利用した観光ネットワークの形成に努めます。

◆ スポーツ交流ゾーン

- ・真岡市東運動場を含む総合運動公園と二宮町運動公園をスポーツや交流の拠点と位置づけ、市民の多様なスポーツ活動や幅広い交流の場として活用し、スポーツを楽しむ人はもちろん、市民すべての人々が心身ともにリフレッシュできる環境の整備を推進します。



◆ 清流ゾーン

- ・地域に住む人や訪れる人が、自然とふれあい、心身ともに安らぎを感じられる清流ゾーンの形成に努めます。

◆ 森林ゾーン

- ・豊かな緑に囲まれた快適な住環境を創出するとともに、環境・景観的にも新市における貴重な財産として、森林環境の保全を推進します。

(2) 軸（鉄道・道路等）整備の方向性

◆ 広域交流軸

- ・北関東自動車道等による太平洋と日本海とに連なる広域的な連携・交流に資する軸の形成を図ります。
- ・常総宇都宮東部連絡道路（国道294号や国道408号鬼怒テクノ通り）等による成田国際空港と福島空港を介した、世界の国々との産業、文化、観光等の交流に資する軸の形成を図ります。
- ・真岡鐵道とJR水戸線、つくばエクスプレスや関東鐵道常総線と連携を強化するとともに、真岡鐵道の利便性を確保し、多様な交流に資する軸の形成を図ります。



北関東自動車道真岡ICと国道408号鬼怒テクノ通り

新市の土地利用イメージ図



- | | | | |
|--|-----------|--|----------|
| | 市街地ゾーン | | 田園・農村ゾーン |
| | 産業集積ゾーン | | 観光交流ゾーン |
| | スポーツ交流ゾーン | | 清流ゾーン |
| | 森林ゾーン | | 広域交流軸 |

4 新市の政策の大綱

『だれもが“ほっと”できるまち真岡 ～人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市～』という新市の将来都市像の実現に向け、次の政策の大綱を設定し、市民の参加と協力のもとに、総合的かつ計画的なまちづくりを図ります。

また、新市のまちづくりの基本方針である「健康と福祉のまちづくり」、「教育のまちづくり」、「産業の振興による活力に満ちたまちづくり」、「安全・安心のまちづくり」、「人と自然が共生する環境都市づくり」、「市民と協働のまちづくり」を踏まえるとともに、両市町のまちづくりの基本となる市勢発展長期計画や総合振興計画の方向性を基本として政策の大綱を定めます。

(1) 暮らしやすさが実感できるまちづくり（基礎的條件の整備）

子どもから高齢者まで、すべての市民一人ひとりが、豊かな自然と快適な暮らしを実感できるよう、自然環境に配慮し、都市基盤の整備と充実に努めます。

このため、計画的な土地利用や良好な市街地の形成を図るとともに、だれもが安全・安心に暮らせるまちづくりに努めます。

また、新市としての一体性の強化や、周辺地域とのネットワークの強化を促進し、新市の拠点性を高める幹線道路網と生活道路の整備を図るとともに、地域間の均衡ある発展、活力ある地域づくりに寄与した道路整備を図ります。

さらに、市民生活や地域間交流、広域交流等の基盤となる公共交通体系の整備や高度情報化社会に対応した情報通信基盤の整備を推進します。

(2) 学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり（教育・文化の振興）

新市は、市民のだれもが心豊かで生きがいを持って暮らすために、自ら学ぶことのできる学習環境の整備を図るとともに、次代を担う人材の育成を図り、創造性豊かな人づくりを推進します。

また、将来を担う子どもたちの生きる力を育むために、一人ひとりの持つ能力や個性を最大限に伸ばす教育環境の充実強化に努めます。

さらに、市民が誇りにしている伝統的な歴史・文化の継承や芸術文化の振興を図り、市内外の来訪者に歴史・文化に触れる機会を提供することにより、地域間交流を一層促進するとともに、あらゆる活動に男女が等しく参画する男女共同参画社会の形成を目指します。

(3) 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり（市民福祉の推進）

少子高齢社会の進展や価値観の多様化により、福祉環境は大きく変化しており、市民が健康で互いに助け合い、だれもが安心して暮らすことのできる環境づくりが重要となっています。

そこで、新市は、すべての市民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、保健・医療・福祉の連携の充実強化や、市民がともに支え合う地域づくりの推進に努めます。

また、新時代を担う子どもたちが健やかに育つことができ、高齢者が生きがいをもち、だれもが住み慣れた地域社会の中で、将来に希望を持って暮らすことができるまちづくりを目指します。

(4) 自然と潤いがある安全快適なまちづくり（生活環境の整備）

豊かな自然と共生しながら、潤いのある生活環境の中で安心して暮らすことができるよう、地域が持つ自然資源を有効に活用しながら、快適な住環境づくりを進めます。

また、循環型社会の形成に向け、廃棄物の減量化・資源化の促進による環境負荷の低減や、環境保全・環境美化活動等の充実強化を図ります。

さらに、市民との連携のもと、あらゆる災害に強いまちづくりや、交通安全対策、防犯対策のさらなる推進、救急救助・救急医療の充実強化を図り、安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。

(5) 地域と産業が調和する活力あるまちづくり（産業の振興）

新市は、農業、商業、工業、観光等、各種産業のバランスのとれた発展を図るとともに、首都圏に位置する地理的優位性や物流の基幹となる北関東自動車道や常総宇都宮東部連絡道路等を十分活かした産業基盤の整備等、諸施策の推進を図り、関東地域の中心都市として活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

また、商工業の振興や既存中心市街地の活性化を推進する一方、工業団地への優良企業の誘致等雇用の創出や勤労者福祉の充実に努めます。

農業においては、食の安全に対する関心の高まりや産地間競争が激しくなっています。新市となっても、日本一の生産量、販売額を誇るいちごなど、地域の特性を活かし継続的な発展が遂げられるよう諸施策の推進を図ります。

一方、年間200万人を越す交流人口を有する観光資源を有効に活かし、農業や観光を中心とした各産業間の連携の促進、地域が有する自然・歴史・観光資源等のネットワーク化やイベント等の開催とPRの強化に努めます。

(6) 市民の知恵と夢で拓くみんなのまちづくり（市民参加の推進）

市民の一人ひとりが、誇りを持って、地域活動や交流事業に積極的に参画するケースがますます多くなっていることから、まちづくりの主役である市民の積極的な社会参加活動の支援体制を強化した市民主体のまちづくりを推進します。

また、地域に開かれた市民参画による行政運営を一層進める必要があります。そのために、広報紙、インターネットホームページをはじめ、様々な媒体で行政についての広報活動を行うとともに、懇談会や市民アンケートの実施等を通じて、きめ細かい広聴活動に努め施策に反映していきます。

(7) 効率的で市民にわかりやすいまちづくり（計画推進の方策）

少子高齢化の進展等により、国や地方の財政は今後ますます厳しくなり、新市においても厳しい財政運営が予想されます。

そこで、行政改革を着実に進めるとともに、行政評価システムの活用等により事業の重点化を図りながら、簡素で、市民にとってわかりやすく、しかも利用しやすい組織機構による行政運営に努めます。

また、限られた財源で最大の効果をあげるために、経費の徹底した節減や税収の確保に努めるとともに、財政の中長期的な見通しを立て、財源の計画的で重点的な配分を行い、財政の健全化に努めます。



V 新市のまちづくり

1 政策の体系

将来都市像

基本方針

政策

施策

だれもが
ほっと
びびるまち
真岡

人・自然・産業が調和する安らぎと潤いの交流都市

健康と福祉の
まちづくり

暮らしやすさが
実感できる
まちづくり

- ◎ 計画的な土地利用
- ◎ 良好な市街地の形成
- ◎ バリアフリーのまちづくり
- ◎ 河川の総合的環境整備の推進
- ◎ 道路ネットワークの整備
- ◎ 公共交通ネットワークの整備
- ◎ 地域情報化の推進

教育の
まちづくり

学びと歴史・文化が
豊かな心を育む
まちづくり

- ◎ 生涯学習の推進
- ◎ 小・中学校の教育の充実
- ◎ 青少年の健全育成
- ◎ 生涯スポーツ・レクリエーションの振興
- ◎ 文化財の保護と継承
- ◎ 国際交流の推進
- ◎ 男女共同参画社会の実現

産業の
振興による
活力に満ちた
まちづくり

思いやりと
安心に満ちた
みんな元気な
まちづくり

- ◎ 市民主体の地域福祉の推進
- ◎ 子育て支援の充実
- ◎ 障がい者の自立と社会参加の支援
- ◎ 生活保護世帯の自立助長
- ◎ 高齢者の自立と社会参加の支援
- ◎ 健康づくりと適切な医療の確保

安全・安心の
まちづくり

自然と潤いがある
安全快適なまちづくり

- ◎ 水道事業の推進
- ◎ 下水道事業の推進
- ◎ 廃棄物の抑制と適切な処理
- ◎ 自然環境の保全と保護
- ◎ 良好な生活環境の保全
- ◎ 良好な環境づくりの推進
- ◎ 良好な住まいの供給と促進
- ◎ 消防・防災対策の充実強化
- ◎ 救急救助・救急医療の充実強化
- ◎ 交通安全の推進
- ◎ 防犯対策の推進

人と自然が
共生する
環境都市づくり

地域と産業が調和する
活力あるまちづくり

- ◎ 農業の振興
- ◎ 商業の振興
- ◎ 工業の振興
- ◎ 観光の振興
- ◎ 雇用の促進
- ◎ 勤労者福祉の充実

市民と協働の
まちづくり

効率的で市民に
わかりやすいまちづくり

- ◎ 消費者の自立と保護
- ◎ 協働によるまちづくり
- ◎ 開かれた市政の推進
- ◎ 窓口サービスの向上と事務効率化
- ◎ 組織・人材の強化
- ◎ 広域行政・地域連携の充実
- ◎ 財政の健全化

V 新市のまちづくり

2 施策の展開

(1) 暮らしやすさが実感できるまちづくり（基礎的条件の整備）

◎計画的な土地利用

自然環境の保全を図りながら、産業の振興、快適な生活環境の確保を基本に、それぞれの目的に沿って地域を区分し、社会経済情勢の変動に対応しながら総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

◎良好な市街地の形成

だれもが快適で安全に生活ができるよう、土地区画整理事業を中心に調和のとれた街並みや街路、公園、歩行者専用道路等の整備を推進します。

◎バリアフリーのまちづくり

高齢者や障がいのある方を含むすべての市民が、安全で快適な日常生活が営め、積極的に社会参加ができるようなバリアフリーのまちづくりを推進します。

◎河川の総合的環境整備の推進

市民の安全を確保するため、効率的、効果的な河川の整備を促進し、良好な維持管理に努めるとともに、親しみのもてる水辺環境の整備に努めます。

◎道路ネットワークの整備

道路網の整備は、社会経済活動や日常生活を支える柱であり、新市の一体性の確保、均衡ある発展を実現するため、体系的な道路ネットワークの形成に努めます。特に、北関東自動車道、国道408号鬼怒テクノ通り、主要地方道栃木二宮線等の建設促進を図り、これらの道路を核とした効率的で機能的な新市発展の骨格となる道路交通体系を確立します。

◎公共交通ネットワークの整備

地域経済活性化と通勤・通学や子ども、高齢者等の交通弱者の利用を考えた公共交通網の整備を推進します。

◎地域情報化の推進

教育文化の振興や市民福祉の推進、産業の振興のため、情報通信技術への対応と活用を積極的に図るとともに、市民のだれもが、情報化に対応できるように努めます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
計画的な土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ○土地利用計画の検討 ○中心市街地活性化の促進
良好な市街地の形成	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画マスタープランの策定 ○土地区画整理事業の推進 ○公園の整備及び維持管理の推進
バリアフリーのまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○庁舎、道路、公園等の公共施設のバリアフリー化の推進
河川の総合的環境整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○河川の維持管理及び環境整備の促進 ○水辺環境の整備
道路ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○北関東自動車道、国道408号鬼怒テクノ通り、主要地方道栃木二宮線、一般県道西田井二宮線の整備促進 ○国、県道の整備促進 ○市道、農道の整備 ○生活道路の整備 ○橋りょうの整備
公共交通ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ○真岡鐵道の近代化及び利用促進 ○公共交通機関のネットワーク化の推進 ○生活バス路線の維持・確保
地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域情報化体制の整備充実 ○情報センター等施設活用の推進

V 新市のまちづくり



(2) 学びと歴史・文化が豊かな心を育むまちづくり（教育・文化の振興）

◎生涯学習の推進

市民の多様な学習ニーズに応えるために、学習機会の充実に努めるとともに、市民の自己学習と学び合う学習の場としての生涯学習施設の整備やその推進体制を充実強化します。

◎小・中学校の教育の充実

急速に変化する社会環境の中で、時代に即応し創造性にあふれる次世代を担う子どもたちの育成を推進します。学校・家庭・地域社会の連携強化を図り、確かな学力を身につけさせるとともに、思いやりの心や豊かな情操を育み、心身ともに健康でたくましく生きる力を育成する教育を目指します。また、情報化、国際化社会に対応した小・中学校の整備や、児童生徒が安全な環境の中で、学習や生活が送れるような環境整備に努めます。

◎青少年の健全育成

家庭・学校・職場及び地域が一体となり、青少年が将来に夢と希望を持ち、豊かな感性と創造性を養いながら、たくましく成長できるような環境の整備に努めます。

◎生涯スポーツ・レクリエーションの振興

「市民ひとり1スポーツ」の定着を目指し、市民のだれもが自主的にその適性や健康状態に応じて、気軽にスポーツやレクリエーション活動に参加し、活動を継続できるよう、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を推進します。

◎文化財の保護と継承

文化財は、郷土を理解する上で不可欠なものであると同時に、郷土を愛する心を育むための基礎となるものであり、文化財を保護・保存し後世に伝えていくとともに、歴史学習や憩いの場としての有効活用を図ります。

◎国際交流の推進

国際化が進展する中で、海外の多様な文化や価値観の理解が深められるよう国際交流を推進していくとともに、在住外国人にも暮らしやすい生活環境を整備し、世界に開かれたまちづくりを推進します。

◎男女共同参画社会の実現

男女が共に自立し対等なパートナーとして社会参画するために、性別による固定的な役割意識の解消や、男女平等の意識づくりを促進し、家庭・地域・職場において生き生きと活躍する男女共同参画社会を目指します。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
生涯学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○生涯学習推進体制の整備充実 ○生涯学習施設の整備充実 ○生涯学習活動の充実
小・中学校の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容の充実 ○学校施設整備の充実 ○特別支援教育の推進 ○情報教育の推進 ○国際理解教育の推進 ○自然・科学教育の推進
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ○地域環境づくりの推進 ○家庭教育への支援
生涯スポーツ・レクリエーションの振興	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ・レクリエーション施設の整備 ○生涯スポーツの推進
文化財の保護と継承	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財の保護と活用の推進 ○文化財愛護精神啓発活動の推進
国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○国際交流活動の促進 ○国際交流推進体制の整備 ○在住外国人が暮らしやすい環境の整備
男女共同参画社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画社会の推進 ○男女共同参画社会啓発活動の推進

V 新市のまちづくり



(3) 思いやりと安心に満ちたみんな元気なまちづくり（市民福祉の推進）

◎市民主体の地域福祉の推進

すべての人々が住み慣れた地域において、生き生きと暮らせる社会を築くために地域福祉を推進し、地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会の支援強化、福祉ボランティアの育成等、地域住民主体の地域福祉活動を推進します。

◎子育て支援の充実

少子化が進む中で、だれもが安心して子どもを産み、育てることに喜びを感じる社会の実現とともに、次代を担う子どもたちが愛情と思いやりの心もち、健やかに育成される社会の実現に向け、子育て支援体制の整備充実を図ります。また、社会全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。

◎障がい者の自立と社会参加の支援

障がい者が住み慣れた地域社会において、自立した生活が送れるように、障害者自立支援法に基づき、相談支援や就労支援、日常生活能力を向上させるための支援等総合的なサービスを提供し、障がいの状況や年齢等、一人ひとりの状態に応じた施策の推進に努めます。

◎生活保護世帯の自立助長

社会構造の変化により被保護世帯の実情も多様化していることから、生活保護法の適用については関係機関との連携を図り、適正に実施するとともに、各種の相談に応じ自立の助長を図ります。

◎高齢者の自立と社会参加の支援

高齢化が進行する中で、だれもが長寿を喜び合い、活力ある地域社会を築いていくために、健康の保持増進及び生きがい対策を総合的に推進するとともに、高齢者が培ってきた経験や技術を活かした社会参加を積極的に促進します。援護を必要とする高齢者のためには、地域における保健・医療・福祉の連携を図り、在宅福祉対策を充実していきます。

また、介護保険事業については、予防を重視し介護保険事業の円滑な運営を図ります。

◎健康づくりと適切な医療の確保

市民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という意識を基本とし、乳幼児から高齢者に至るまで、それぞれのライフステージにあわせた健康づくりの実践のため、疾病対策や保健サービスの充実等、諸施策を拡充するとともに、地域医療体制の整備を推進して、だれもが心身ともに健やかで安心した生活を送れるよう努めます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
市民主体の地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域福祉活動の推進 ○地域福祉計画の策定 ○NPO・ボランティア団体等の育成支援 ○社会福祉協議会の充実
子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て支援体制の充実 ○児童福祉対策の推進 ○母子福祉対策の推進 ○保育サービスの充実 ○「三つ子の魂子育てプラン」の推進
障がい者の自立と社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい者福祉対策事業の推進 ○在宅福祉サービスの充実 ○障がい者支援制度の充実 ○相談体制の充実
生活保護世帯の自立助長	<ul style="list-style-type: none"> ○生活相談・指導の充実 ○生活保護の適正実施
高齢者の自立と社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定 ○高齢者福祉の充実 ○高齢者の自立支援と生きがい対策の推進 ○在宅介護福祉対策の充実 ○介護保険事業の健全運営
健康づくりと適切な医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○健康づくり事業の推進 ○保健センターの機能の充実 ○温泉施設等の健康増進施設の利用促進 ○健康診査、各種検診等の充実 ○生活習慣病予防対策の推進 ○母子保健対策の推進 ○地域医療機関との連携推進 ○国民健康保険事業の健全運営

V 新市のまじり



(4) 自然と潤いがある安全快適なまちづくり（生活環境の整備）

◎水道事業の推進

清浄でおいしく、豊富で安全な水を安定供給するため、需要の動向を的確に把握し、計画的に施設を拡充整備するとともに、普及拡大に努めます。

◎下水道事業の推進

生活排水等の適正処理による快適で清潔な生活環境づくりのため、公共下水道の整備を図るとともに、その地域の現況に応じ農業集落排水や浄化槽の普及推進に努めます。

◎廃棄物の抑制と適切な処理

資源循環型社会の構築に向けたごみ処理体制の確立を目指し、ごみ排出の抑制や減量化と資源化を一層促進します。また、し尿処理については、効率的な処理に努めます。

◎自然環境の保全と保護

市民の生活と生産活動による環境への負荷を少なくし、自然環境への影響を最小限にとどめ、豊かな自然を次世代に継承できるように、自然環境の保全と保護に努めます。

◎良好な生活環境の保全

行政、市民、各事業所が一体となり取り組むことにより、公害の未然防止の徹底を図るとともに、地球温暖化防止等のための一層の環境への負荷低減を図り、良好な生活環境の保全に努めます。

◎良好な環境づくりの推進

美しく豊かな住みよい郷土を築くため、身近な生活環境の向上を図るとともに、花と緑のある健康で明るく潤いのある快適な環境づくりに努めます。

◎良好な住まいの供給と促進

少子高齢社会に対応し、安全で安心して居住できる良好な住環境の創造を目指し、住宅の質の向上等に配慮した整備の促進に努めます。

◎消防・防災対策の充実強化

火災、地震、風水害等の各種災害から市民の生命、身体及び財産を守るため、自主防災や防災意識の高揚を図るとともに、消防団等や防災関係機関と連携し、消防、防災対策の充実強化を推進します。

◎救急救助・救急医療の充実強化

市民だれもが安心できる社会生活を確立するため、関係機関と協力しながら救急救助や救急医療体制の強化を推進します。

また、救急医療に対する市民の理解を求め、適切な利用がなされるよう啓発します。

◎交通安全の推進

交通安全意識の向上を図るため、地域が一体となった交通安全推進体制の強化とともに、道路及び交通安全施設の整備を推進します。

◎防犯対策の推進

市民意識の啓発や防犯活動の充実を促進するとともに、防犯設備等の整備に努めます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
水道事業の推進	○上水道事業の整備及び維持・管理
下水道事業の推進	○公共下水道の整備及び維持・管理 ○農業集落排水の維持・管理 ○浄化槽設置の推進
廃棄物の抑制と適切な処理	○ごみ処理施設等の整備 ○リサイクルの推進、支援 ○ごみの減量化及び分別収集の推進
自然環境の保全と保護	○森林の保全整備 ○環境学習の推進
良好な生活環境の保全	○地球温暖化防止の推進 ○環境汚染監視、観測体制の充実 ○生活排水対策の推進
良好な環境づくりの推進	○花いっぱい運動の推進 ○不法投棄防止活動の推進
良好な住まいの供給と促進	○区画整理事業等による良質な住宅地の供給 ○勤労者宅地及び住宅金融融資制度の活用 ○公営住宅の建て替えと適切な維持管理
消防・防災対策の充実強化	○消防・防災体制の整備強化 ○消防・防災施設の整備強化 ○防災意識の高揚
救急救助・救急医療の充実強化	○救急救助体制の充実 ○救急医療体制の充実
交通安全の推進	○交通マナーの高揚 ○交通安全推進体制の強化 ○交通安全施設の整備
防犯対策の推進	○防犯意識の高揚 ○防犯設備等の整備 ○地域防犯体制の充実強化

(5) 地域と産業が調和する活力あるまちづくり（産業の振興）

◎農業の振興

地域の特性を活かした生産性の高い農業の振興、農業の持続的な発展と農村の振興等を図るため、意欲と能力のある担い手の育成に努め、農地の利用集積、生産基盤の強化を推進し、経営基盤の安定化に努めるとともに、活力に満ちた農村社会の形成の実現に取り組みます。また、人と農業の結びつきを高め、消費者と生産者の信頼関係づくりのために、食育と地産地消を推進します。

◎商業の振興

商業環境の変化に対応し、地域の特色を活かした商業の振興を推進するため、まちづくり計画との整合性を図りながら、魅力ある商店街づくりに取り組みます。また、経営体質の強化や商工団体の育成強化等、支援体制の充実を図ります。

◎工業の振興

工業団地へ競争力の高い企業の集積を図るため、企業誘致の推進に努めます。また、地元企業の育成支援を図るなど総合的な発展を目指します。

◎観光の振興

豊かな自然資源や歴史的文化的資源が豊富にあり、その知名度を活かした既存観光資源の有効活用及び周辺整備を推進するとともに、新たな観光資源の掘り起こしに努めます。また、観光拠点の位置づけを明確にし、観光ネットワークの構築やPR強化を推進します。

◎雇用の促進

工業用地の確保及び企業誘致の推進等により新たな雇用の創出を図るとともに、高齢者や障がい者等の雇用機会の確保を推進します。

加えて、高度情報化社会に対応できる労働力の確保を図ります。

◎勤労者福祉の充実

勤労者の声を行政に反映させながら、福利厚生事業等の各種施策を総合的に取り入れ、勤労者福祉の充実に努めます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
農 業 の 振 興	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域整備計画の策定 ○農業生産基盤の整備及び優良農地の保全 ○農業担い手の育成 ○魅力ある特産品づくりの推進 ○農村生活環境の整備促進 ○観光農業等の振興 ○農業団体の支援 ○食育・地産地消の推進
商 業 の 振 興	<ul style="list-style-type: none"> ○既存中心市街地商店街の活性化 ○商工団体の強化 ○経営体質の強化
工 業 の 振 興	<ul style="list-style-type: none"> ○工業団地の整備等工業用地の適正確保 ○企業誘致の推進 ○地元企業の育成支援
観 光 の 振 興	<ul style="list-style-type: none"> ○観光ネットワーク化の推進 ○SL列車の運行と観光イベントの開催 ○観光・イベントのPR強化 ○観光施設の整備 ○観光団体の充実及び連携の推進 ○道の駅の有効活用
雇 用 の 促 進	<ul style="list-style-type: none"> ○企業誘致の推進（再掲） ○高齢者、障がい者等に対する雇用の促進 ○真岡コンピュータ・カレッジの充実
勤 労 者 福 祉 の 充 実	<ul style="list-style-type: none"> ○勤労者福利厚生事業の推進 ○勤労者対策事業の推進

(6) 市民の知恵と夢で拓くみんなのまちづくり（市民参加の推進）

◎消費者の自立と保護

近年増え続ける詐欺的要素の強い架空請求、不当請求等のトラブルに対し、積極的に情報提供をすることにより、消費者の意識啓発を図るとともに、相談体制の充実強化に努めます。

◎協働によるまちづくり

市民と行政の協働によるまちづくりを一層進めるため、ボランティア活動やコミュニティ活動、NPO活動等による社会貢献活動を促し、活動者や団体の自主性や自発性を尊重し、その活動を間接的に支援するように努めます。また、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、市民と行政が情報を共有し、知恵を出し合い、役割を分担し、その実現に向けた体制の充実を図ります。

◎開かれた市政の推進

広報・広聴と情報公開を積極的に推進するとともに、あらゆる機会をとらえて、情報の収集と提供活動を強化し、市民の理解と協力を求めながら、市民との連帯感の高揚に努めます。また、新しい時代の新市にふさわしいイメージを創造し、新市の魅力と特色を示すとともに、市民一人ひとりが新市への愛着と誇りが持てるように努めます。

V
新市のまちづくり

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
消費者の自立と保護	<ul style="list-style-type: none"> ○消費生活センターの充実 ○広報紙等による情報提供
協働によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○自治会活動の支援 ○市民活動推進センターによるNPO活動、ボランティア活動等の支援 ○協働によるまちづくりの推進
開かれた市政の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○情報公開の推進 ○情報の発信及び広報・広聴活動の推進

(7) 効率的で市民にわかりやすいまちづくり（計画推進の方策）

◎窓口サービスの向上と事務効率化

行政手続きの電子化や事務の効率化を推進するとともに、窓口サービスの向上に努めます。

新庁舎の整備については、新市の財政状況を踏まえながら、地域の一体性の確立状況及び地域の振興、地域のバランス、市民の利便性等も十分に配慮し、建設位置や施設規模を計画するものとします。

◎組織・人材の強化

行政需要の変化に対応し、簡素で市民にとってわかりやすく、しかも利用しやすい行政組織の再構築をするとともに、人員の適正配置を図ります。また、優秀な人材の確保や職員の継続的な能力開発、その効率的な活用を図るため、職員の人材育成に努めます。

◎広域行政・地域連携の充実

現在、消防防災業務やごみ処理業務等、広域的に実施しているが、今後も今まで以上に効率的な行財政運営が図れるよう、市町の区域を越えた広域的な事業を充実していきます。また、各行政分野において地域間の連携を図り、施設の相互利用の拡大等、市民サービスの向上に努めます。

◎財政の健全化

合併の効果を発揮し効率的な行財政運営が図れるよう、行政評価システムの活用や、行財政システムの整備を推進します。また、経費の徹底した節減合理化を推進し、財源の計画的で重点的な配分を行うとともに、市民負担の公平に配慮し、あらゆる角度からの財源確保を図り健全財政の運営に取り組みます。

《新市が実施する施策》

施策名	施策の展開
窓口サービスの向上と事務効率化	<ul style="list-style-type: none"> ○窓口サービスの向上 ○情報システム設備の充実 ○庁舎等整備事業
組織・人材の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○定員適正化計画の策定 ○人材の育成
広域行政・地域連携の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広域的な事業の充実 ○地域連携事業の充実
財政の健全化	<ul style="list-style-type: none"> ○行政評価システムの活用 ○行財政改革の推進



VI 新市における栃木県事業の推進

1 栃木県の役割

新市は、東側が八溝山系の丘陵地帯で、鬼怒川、五行川、小貝川によってつくられた平野が形成され、東京圏からのアクセスの利便性などから産業基盤の整備が進み、輸送用機器や機械金属関連産業等が集積してきた地域です。また、穏やかな山々や清流等の豊かな自然と古代から連なる数々の歴史・文化資源もある地域です。

こうした地理的、歴史的・文化的条件を活かして、新市は、鬼怒川左岸に集積する高度技術産業と付加価値の高い首都圏農業を基盤に、道路交通網や快適な居住空間の整備等を通じて、都市と緑豊かな田園が共存する活力ある市となることを期待されています。

栃木県は、地方分権の時代において、ともに地方自治を担う対等協力のパートナーとして、新市と十分に連携し、新しいまちづくりに向けた取り組みを積極的に支援していきます。また、合併に伴う新たな財政需要に対して、栃木県市町村合併支援交付金により、新市に対する財政支援を行います。

2 新市における栃木県事業

◇高速・広域交通基盤の整備

- ・北関東自動車道の建設促進や常総宇都宮東部連絡道路（国道408号鬼怒テクノ通り）等、全国との交流・連携を強化する道路の整備を推進します。

◇地域連携基盤の整備

- ・新市の一体化と広域交流連携を支援するため、国、県道の計画的な整備に取り組みます。

◇高度技術産業の集積や地域産業の振興

- ・真岡第5工業団地や大和田産業団地等への企業の戦略的誘致活動を推進します。
- ・商店街等が行う商業の活性化の取り組み等、地域産業の振興を支援するとともに、SLの走る真岡鐵道や真岡木綿、真岡井頭温泉、桜町陣屋跡等を活用した観光の振興を支援します。
- ・いちごや花き等の地域特産物の生産振興を図り、農産物のブランド化を推進し、農産物の多様な流通の促進に取り組みます。

◇まちの活力を支える都市基盤の整備

- ・土地区画整理事業による魅力ある街並み整備の支援や、中心市街地活性化を促進します。

◇農業の生産性を高める基盤の整備

- ・農業生産の基盤となる農地や水利施設等の整備を推進・支援します。

◇緑豊かな自然環境の保全

- ・五行川の自然に親しむ水辺空間の整備とともに、自然豊かな平地林の保全や井頭公園の整備充実を図ります。

◇安全で快適な生活環境の整備

- ・効率的、効果的な河川の整備を推進し、防災基盤の強化を図ります。
- ・生活の基盤となる公共下水道の整備を支援します。
- ・すれ違い困難箇所や歩道の整備を推進し、日常生活を支える道路の利便性や安全性の向上に取り組めます。

◇生涯学習の推進・生涯スポーツの振興

- ・生涯学習活動の充実並びに生涯スポーツの振興について支援します。



VII 公共施設の適正配置

公共施設の適正配置については、効率的な整備と運営の観点から進めることとし、市民生活の利便性の向上を優先し、地域の特性やバランス、既存施設の有効利用、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくことを基本とします。

合併後の旧二宮町庁舎については、真岡市庁舎との電算システムのネットワーク化等、必要な機能の整備を図ることで、窓口サービスの低下を招かないように十分配慮します。

新市の新庁舎整備については、市民の利便性、行政運営の効率化、財政状況等を総合的に勘案し、市民の意見を十分に取り入れながら本計画の期間内に計画していきます。



真岡市役所



二宮町役場

VIII 財政計画

1 前提条件

本財政計画は、合併年度の平成20年度を基準とし平成20年度から平成30年度までの11年度間について、普通会計ベースで策定するものです。

策定にあたっては、歳入・歳出の項目ごとに過去の実績を基礎として、基本計画で定められた施策の推進に配慮しながら、国における経済政策や歳出・歳入一体改革の動向及び、合併に係る国・県の財政支援措置や、合併に伴う経費の増減等を反映した計画としています。

なお、新市においては、市民サービスの維持確保を基本として、地方分権にふさわしい簡素で効率的な行政システムを確立し、徹底した行政改革を推進するとともに、歳出総額の抑制と事業の重点化を進め、効率的で持続可能な財政の確立を図るものとします。

項目ごとの主な前提条件は次のとおりです。

2 歳入

(1) 地方税

今後の経済見通し、過去の実績と将来人口推計の推移を踏まえ、現行の税制度を基本に推計しています。

(2) 譲与税・交付金等

過去の実績とその推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと見込み推計しています。なお、配当割交付金及び株式等譲渡所得割交付金については、税率優遇措置期限後の税率を適用して推計しています。

(3) 地方交付税

国における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、平成19年度交付額をベースに減少傾向で見込んでいます。これに加え、合併による普通交付税の算定の特例（合併算定替）や合併直後の臨時的経費に対する財政措置（合併補正）を見込んで推計しています。

(4) 分担金・負担金、使用料、手数料

過去の実績を踏まえ、概ね現状で推移していくものと見込んで推計しています。

(5) 国庫支出金・県支出金

平成19年度決算見込額から、普通建設事業等の特殊事情分を控除したうえで平準化し、これに今後の人口の推移や過去の実績を踏まえるとともに、二宮町分の生活保護費等に係る国庫負担金分を見込んで推計しています。

また、県支出金については、国庫支出金と同様の方法により推計しましたが、栃木県市町村合併支援交付金（2億円）については、合併年度及びこれに続く4ヵ年度均等に交付を受けるものとして見込みます。

(6) 繰入金・繰越金

繰入金については見込まず、繰越金については前年度の収支黒字額を見込んでいます。

(7) 地方債

各年度の投資経費とのバランス、後年度負担に配慮した起債を見込んで推計しています。また、臨時財政対策債については、平成21年度までの措置とされていますが、引き続き財源として見込んでいます。

3 歳 出

(1) 人件費

合併による特別職、議会議員、行政委員等の削減額を見込んでいます。また、一般職の職員については、両市町の集中改革プランを反映させるとともに、本計画では組織再編や民間委託の推進を図り、退職者の1/2を不補充とした計画により人件費削減効果を見込んで推計しています。

(2) 物件費

過去の実績を踏まえるほか、管理的な部門の合理化等、合併によるスケールメリット等を勘案して推計しています。

(3) 維持補修費

過去の実績を踏まえ、概ね現状で推移していくものと見込んでいます。

(4) 扶助費

過去の実績を踏まえ推計しています。また、二宮町分の生活保護費や児童扶養手当の費用を新たに加算して推計しています。

(5) 補助費等

過去の実績推移を踏まえ、概ね現状で推移していくものと見込むほか、芳賀地区広域行政事務組合で実施予定のごみ処理施設にかかる負担金及びその経費を加算して推計しています。

(6) 公債費

平成20年度までの地方債に係る償還見込額に、新市における地方債の償還額を見込んで推計しています。

(7) 繰出金

過去の実績推移を踏まえ、介護保険特別会計については高齢者推計人口を勘案して推計しています。その他の特別会計については、概ね現状で推移していくものと見込んで推計しています。

(8) 普通建設事業費

国における「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の方針を踏まえるほか、財政の健全性確保を前提に、投資可能な普通建設事業費を見込んで推計しています。

4 財政計画（試算）

(1) 歳入

(単位：百万円)

	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
地 方 税	14,673	14,652	14,806	14,944	14,897	15,036	15,178	15,129	15,273	15,421	15,373
地 方 譲 与 税	481	481	481	481	481	481	481	481	481	481	481
利 子 割 交 付 金	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
配 当 割 交 付 金	29	47	47	47	47	47	47	47	47	47	47
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	31	51	51	51	51	51	51	51	51	51	51
地 方 消 費 税 交 付 金	829	837	846	854	863	871	880	889	898	907	915
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
自 動 車 取 得 税 交 付 金	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294	294
地 方 特 例 交 付 金	92	93	41	41	41	41	41	41	41	41	41
地 方 交 付 税	1,524	1,514	1,425	1,379	1,389	1,379	1,361	1,369	1,231	975	730
交 通 安 全 交 付 金	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
分 担 金 ・ 負 担 金	244	244	244	244	244	244	244	244	244	244	244
使 用 料	284	284	284	284	284	284	284	284	284	284	284
手 数 料	53	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
国 庫 支 出 金	1,494	1,544	1,553	1,564	1,584	1,605	1,627	1,649	1,672	1,695	1,719
県 支 出 金	1,387	1,383	1,379	1,374	1,379	1,345	1,351	1,357	1,362	1,368	1,374
財 産 収 入	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
繰 越 金	1,119	870	755	330	464	532	726	840	920	962	866
諸 収 入	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129	2,129
地 方 債	1,296	1,266	1,236	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207	1,207
歳 入 合 計	26,095	25,877	25,759	25,411	25,542	25,734	26,089	26,199	26,322	26,294	25,943

(2) 歳出

(単位：百万円)

	20年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
人 件 費	4,304	4,103	3,975	3,930	3,817	3,655	3,634	3,527	3,379	3,321	3,253
扶 助 費	2,431	2,559	2,635	2,715	2,796	2,880	2,967	3,056	3,147	3,241	3,338
公 債 費	2,827	2,806	2,911	2,912	2,545	2,486	2,340	2,218	2,227	2,229	2,187
物 件 費	3,268	3,268	3,268	3,268	3,268	3,228	3,228	3,228	3,228	3,228	3,228
維 持 補 修 費	258	258	258	258	258	258	258	258	258	258	258
補 助 費 等	3,190	3,108	3,484	3,070	3,127	3,165	3,366	3,515	3,527	3,540	3,561
積 立 金	0	200	200	200	200	300	300	300	300	300	300
投資・出資金・貸付金	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
繰 出 金	2,541	2,543	2,546	2,564	2,585	2,606	2,626	2,647	2,664	2,681	2,698
普 通 建 設 事 業 費	4,306	4,177	4,052	3,930	4,314	4,330	4,430	4,430	4,530	4,530	4,330
歳 出 合 計	25,225	25,122	25,429	24,947	25,010	25,008	25,249	25,279	25,360	25,428	25,253
収 支 差 引	870	755	330	464	532	726	840	920	962	866	690
積 立 基 金 残 高	5,104	5,304	5,504	5,704	5,904	6,204	6,504	6,804	7,104	7,404	7,704

※端数処理により誤差が生じる場合があります。